

令和5年10月3日

東久留米市長 富田 竜馬

令和6年度予算編成について

予算編成にあたって

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症へと変更されたことにより、コロナ禍からの脱却が進み、景気の回復が続くことが期待されているが、国際情勢の変化や物価高騰などの不安要素もあり、楽観視はできない状況である。

そのような中、当市においては、次の50年に向けての礎となる一步を踏み出したところであり、安定した礎を築くためには、質・量・財源のバランスを考慮しつつ、次の段階へと推し進めていく必要がある。

また、本市のまちづくりについては、昭和の高度成長期に目ざましい発展をとげ形成されてきたが、令和の時代を迎えても選ばれる市になるためには、これまで作り上げてきたものを守るだけでなく、人口減少と高齢化が加速する社会情勢にあっても、時代に即した「まちづくりの視点」をもち、市の発展に資する「新しい魅力」の創出と「well being」の向上、そして「あんしんして暮らせるまち」に結びつくまちづくりに取り組む必要がある。

そこで、引き続き、次に掲げる事項を重点的に取組むこととし、個々の英知を集結し創意工夫に努めながら、事業全般にわたり精査を行い編成していくこととする。

- (1) 未来志向の公共施設マネジメント
- (2) 人にやさしいデジタル化
- (3) こどもたちへの投資

国の経済・財政運営等

内閣府「月例経済報告（令和5年9月）」では、基調判断として、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、当面の経済財政運営について、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進める。このため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。あわせて、人への投資の抜本強化、労働移動の円滑化、労務費も含めた価格転嫁対策の強化等により「構造的賃上げ」の実現に取り組むとともに、本基本方針で示した重点分野への官民連携投資を実行することにより、潜在成長率の引上げを図るとし、令和6年度予算編成に向けた考え方については、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せること、経済・財政一体改革を着実に推進すること、新しい資本主義の加速や我が国を取り巻く環境変化への対応などの重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とすること、単年度主義の弊害是正に取り組み、中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築等を進めることなどを掲げている。

市の財政状況

令和4年度決算における実質収支は約6億8千万円で、前年度比約23億7千万円の減となり、経常収支比率は92.3%、前年度比3.3ポイントの上昇となったが、これは、新型コロナウイルス感染症による一時的な要因が減少し、同感染症の拡大以前の状況に戻りつつあるためと考えられる。

令和6年度は、歳入で市税などが増加するものの、歳出で社会保障関係費や公債費、債務負担行為に係る事業の増加に加え、物価高騰等による経費の増加が見込まれることなどにより一般財源の不足が予測され、重点的に取り組む事項や経常的事業の財源だけでなく、公共施設の老朽化対策など将来見込まれる負担に対する財源を確保する必要があることに鑑みれば、市の財政状況は依然として厳しい状況にある。

将来にわたり健全な財政基盤を構築するためには、経常収入の増加と経常支出の削減の取り組みへの不断努力と継続が必要であり、財源を適切に配分するためには、事務事業の廃止・休止を含め、前例に捉われず積極的に経費の見直しを行い、目的達成の効果や効率、重要度を見極める必要がある。

基本方針

1 歳入の見積りについて

- (1) 市税収入は本市の予算編成上、極めて重要な位置を占めている。その見積りに当たっては、経済情勢を的確に把握分析し、税制改正の動向等を十分勘案した上で、更に精度を向上させた年間収入見込額を見積ること。
- (2) 地方交付税や税連動交付金等については、地方財政計画、東京都の見積りや関連法令の改正動向を十分勘案し適切に見積ること。
- (3) 国、東京都の予算編成及び制度改正等の動向を十分注視し、交付金や補助金等の変動・新設に対する迅速な対応を図るとともに、補助の対象となり得る事業の再確認を行い、獲得に努めること。また、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図るほか、あらゆる特定財源の確保に努めること。
- (4) 普通建設事業における地方債の活用にあたっては、財政健全経営計画（改定版）「実行プラン」で示した上限を踏まえ、後年度負担に留意して可能な限り抑制を図ること。
- (5) 市税、負担金、使用料等については、現年分の収納率向上と、滞納繰越分の一元的な徴収により一層取り組み、見積りに反映すること。

2 歳出の見積りについて

- (1) 「実行プラン」に示した事項は、年次スケジュールに従い確実に反映させること。事業実施に伴う必要経費は、特定財源の確保及び実施体制と実施手法のさらなる精査を行い、一般財源を抑制すること。
- (2) 市の裁量度の高い事業や市単独の事業は、経費を極力縮小することとし、ゼロベースの視点から、より行政効果を高める手法がないかを検討すること。また、新規事業や経費が増加する事業について予算要求する場合は、その一般財源分の負担額を、部内の同一施策の事業の見直し等により捻出するよう努めること。
- (3) 事業の見直しにより将来負担の軽減若しくは財源の増加に結び付くことが確実に見込まれる場合は、一時的な負担の増加が必要であっても、積極的に取り組むこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止、縮小等した事業については、改めて事業実施の効果と必要性を検討し、要求する場合は、感染防止対策も含めて前年度の予算額の範囲内とすること。
- (5) 扶助費の要求については、社会保障関係費が他の経費を圧迫している現状を十分認識し、制度改正及び高齢化等による増加分に相当する伸びに収めることを基本とする。また、国の社会保障分野における改革の検討状況を注視し、影響額を可能な限り見積ること。

- (6) 補助金については、期限を定めないものは原則として新設しないこと。既存補助金については、時代状況の変化を踏まえ、共通業務運用指針の見直し基準に沿って検討の上、要求すること。なお、国・東京都の補助の終了、補助割合の減率等があった場合は、原則、事業の廃止・縮小を行い、要求時の一般財源の増額は行わないこと。
- (7) 人件費については、事務執行体制の工夫やワークライフバランスの観点からも十分な検討を加えて削減、抑制に努めること。特に、会計年度任用職員の任用については、更なる精査を行った上で、必要とする最低限の人数、勤務時間及び任用期間の要求とすること。

3 普通建設事業の要求について

- (1) 公共施設については、当面の施設保全及び法令その他による工事として選定された事業に基づく要求とし、維持補修から改修、更新までのトータル・コストの抑制を図るべく、整備の内容等を十分に精査した上で要求すること。
- (2) 都市計画施設の建設においては、新設に限らず既存施設の改修においても、都市計画事業認可の取得を検討し、都市計画事業基金の処分も含め、可能な限り都市計画税の充当を図ること。

4 基金の活用等について

- (1) 財政調整基金は、災害発生時や年度中の資金繰りに備え一定額の積立てが必要であることを考慮に入れた上で、処分規定に沿って適切に活用すること。
- (2) 特定目的基金は、事業計画等を基に処分規定に沿って適切に活用すること。

5 特別会計の運営について

各特別会計の予算編成については、一般会計に準じて適切に見積ること。特に医療・介護に係る3特別会計については、国の改革工程表に関連する事業では、その検討状況を注視し、抑制額を可能な限り見積り繰入金の要求を行うこと。

また、独立採算の原則を踏まえ、国民健康保険特別会計においては、法定外の繰入れを可能な限り抑制することとし、下水道事業会計においては、基準外の繰入れが生じることのないように留意すること。

そのほか、法定内・基準内の繰入れについても、一般会計の財政状況に鑑み、事務費等の削減に努めること。